

# 芸術文化観光専門職大学学則（案）

## 目次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限（第6条—第10条）
第3章	教育課程及び履修方法等（第11条—第18条）
第4章	入学、転学及び卒業（第19条—第27条）
第5章	休学、復学、退学、除籍及び再入学（第28条—第31条）
第6章	賞罰（第32条・第33条）
第7章	学生寮（第34条）
第8章	科目等履修生等（第35条—第40条）
第9章	外国人留学生（第41条）
第10章	公開講座（第42条）
第11章	授業料及び入学料等（第43条）
第12章	雑則（第44条）
	附則

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 芸術文化観光専門職大学（以下「本学」という。）は、芸術文化及び観光の分野で活躍することによって、芸術文化と観光による価値連鎖を創出し、観光事業による交流の拡大、消費活動の喚起を通じて芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すことのできる専門職業人を育成する。

また、地域に根ざした教育研究活動を展開するとともに、産学官連携及び小中高大連携の強化、生涯教育の充実、地域との協働等を推進する拠点として地域社会に貢献する。あわせて芸術文化を生かした新たな観光ビジネス、芸術文化の創造活動や優れた文化政策の進展に寄与し、グローバルなネットワークの形成に貢献する。

### （学部）

第2条 本学に、芸術文化・観光学部を置く。

2 芸術文化・観光学部は、地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する専門職業人を養成する。

3 学部の学科及び定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学科	80	320

### （職員組織）

第3条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長)

第4条 学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどり、学部に関する事項を統括する。

(教授会)

第5条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 1学年における授業期間を4学期に分ける。

2 前項の4学期のうち2つの学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日

(3) 春季休業 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業 9月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

2 学長は、前項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、学部の事情により特に必要があると認める場合は、第1項の休業日を変更することができる。

4 学長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

(修業年限)

第9条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第10条 学部の在学年限は、8年を超えることはできない。

## 第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第11条 教育課程は、本学の教育上の目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

#### (授業科目及び授業の方法)

**第 12 条** 授業科目の区分は、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目とする。

- 2 授業科目及び単位数は別表のとおりとする。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

#### (単位の計算)

**第 13 条** 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (2) 外国語については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (3) 演習については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (4) 実験、実習、実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (5) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 4 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 第 1 項の規定にかかわらず、総合演習については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

#### (単位の授与)

**第 14 条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

#### (成績の評価)

**第 15 条** 授業科目の成績は、S、A、B、C、D の評語をもって表し、S、A、B、C を合格とする。

- 2 前項の規定に関わらず、合格・不合格又は認定をもって表することが適切と認められる授業科目については、合格・不合格又は認定で表すことができる。

#### (他大学等における履修等)

**第 16 条** 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関（以下これらを「大学等」という。）と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、第 1 項の協定に定めるもののほか、別に定める。

#### (入学前の既修得単位の認定)

- 第 17 条** 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学に入学する前に本学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目に関し本学において修得したものとみなす単位数は、前条第 2 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、別に定める。

#### (長期にわたる教育課程の履修)

- 第 18 条** 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第 9 条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

### 第 4 章 入学、転学及び卒業

#### (入学の時期)

- 第 19 条** 入学の時期は、学年の始めとする。
- 2 第 6 条及び前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後期の始めとすることができる。

#### (入学資格)

- 第 20 条** 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
  - (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

#### (入学志願の手続)

- 第21条** 入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。
  - 3 入学志願者は、必要書類に添えて入学考査料を納付しなければならない。

#### (入学許可)

- 第22条** 学長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより入学者の選抜を行い、教授会の意見を聴いた上で、合格者を決定する。
- 2 学長は、前項による合格者のうち、指定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

#### (入学許可の取消)

- 第23条** 学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号に該当するときは、第1号に該当する場合を除き教授会の意見を聴いた上で、当該入学許可を取り消すものとする。
- (1) 入学の辞退を申し出たとき
  - (2) 入学資格を満たしていないと認められたとき
  - (3) 入学者の選抜において不正があったと認められたとき

#### (転学)

- 第24条** 学生は、他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。
- 2 学長は、他の大学の学生で本学に転学を希望する者については、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。
  - 3 前2項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

#### (留学)

- 第25条** 学生は、本学との協定に基づく外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第9条の修業年限に算入することができる。
  - 3 第16条の規定は、留学について準用する。

#### (卒業認定)

- 第26条** 学長は、本学に4年以上在学し、別表に定める卒業所要単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定する。

#### (学位)

- 第27条** 学長は、本学を卒業した者について、学士（専門職）の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

## 第5章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

### (休学及び復学)

第28条 学生は、病気・事故等やむを得ない事情により3箇月以上修学することができないときは、必要書類を添えて学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気のため修学が適当でない学生については、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があると認められたときは、更に1年の範囲内で延長を許可することができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

6 学生は、休学期間中にその該当事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

7 前各項に規定するもののほか、休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

### (退学)

第29条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

### (除籍)

第30条 学長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の意見を聴いた上で、これを除籍することができる。

(1) 第28条第4項に定める休学期間を超える者

(2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者

(4) 定められた在学期間を超える者

### (再入学)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、第22条の規定による許可をすることができる。

(1) 第29条の規定により本学を退学した者

(2) 前条第1号から第3号までのいずれかの規定により除籍された者

2 前項に規定するもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

## 第6章 賞罰

### (表彰)

第32条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

**第 33 条** 学長は、本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者を、教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当な事由がなくて修業の実のない者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前3項に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 7 章 学生寮

(学生寮)

**第 34 条** 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮の位置は、豊岡市山王町とする。
- 3 学生寮について必要な事項は、別に定める。

## 第 8 章 科目等履修生等

(科目等履修生)

**第 35 条** 学長は、授業科目につき履修を願い出る者がいるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを科目等履修生として許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

**第 36 条** 学長は、他の大学等との協定に基づき、他の大学等の学生で本学の授業科目を履修しようとする者について、教授会の意見を聴いた上で、これを特別聴講生として、許可することができる。

- 2 前項の協定に定めるもののほか、特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

**第 37 条** 学長は、授業科目につき聴講を願い出る者がいるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを聴講生として許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

**第 38 条** 学長は、特定の事項について研究を願い出る者がいるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研究生として許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

**(研修員)**

**第 39 条** 学長は、大学又はその他の団体から特定事項の研究のため、その所属の職員の派遣について願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研修員として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研修員に関して必要な事項は、別に定める。

**(規定の準用)**

**第 40 条** この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

**第 9 章 外国人留学生**

**(外国人留学生)**

**第 41 条** 学長は、外国人で留学のため、本学へ入学を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

2 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

**第 10 章 公開講座**

**(公開講座)**

**第 42 条** 県民の教養を高めるとともに、広く文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

**第 11 章 授業料及び入学料等**

**(授業料及び入学料等)**

**第 43 条** 授業料、入学考査料、入学料、研修料、公開講座受講料（以下「授業料等」という。）の額並びに徴収に関しては、別に定める。

2 休学を許可された者に対しては、別に定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。

3 特別の理由があると認められる者は、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部の免除を申請することができる。

**第 12 章 雑 則**

**(補則)**

**第 44 条** この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】 主となる専攻(芸術文化分野)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		履修方法及び卒業要件			
			必修	選択				
① 基礎科目	リテラシー科目	コミュニケーション演習	1①、③	3		必修19単位	基礎科目の卒業要件は、左記の選択科目は、1単位以上	
		知と表現のデザイン	1①、③	2				
		情報処理演習	1①、③	2				
		ICT演習	2①、③		2			
		データサイエンス演習	3①		1			
		英語1A	1①	3				
		英語1B	1③	3				
		英語2A	2①	2				
		英語2B	2③	2				
		中国語	2①		2			
		韓国語	2③		2			
		日本語	1①		2			
		英語合宿	1②		1			
		海外語学研修A	1・2・3④		2			
		海外語学研修B	1・2・3②		2			
		海外語学研修C	1・2・3②		2			
		統計学	1①		2			
	社会調査学	1①		2				
	知的創造性科目	社会学	1・2②④	1				
		言語表現論	1・2②		1			
地域とつながる歴史学		1・2②		1				
政治学		1・2②		1				
文学		1・2②		1				
経済学		1・2②④	1					
美学		1③		2				
芸術学	1③		2					
② 職業専門科目	コア科目群	マネジメント入門	1①	2		必修23単位 ※を履修すること 「コア科目群」と「観光系科目群」の選択必修科目(◆)から2単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、左記の選択科目67単位以上	
		アカウンティング入門	1③	2				
		事業創造入門	2①	2				
		観光事業概論	1①	2				
		観光産業マーケティング論	2①	2				
		観光サービスマネジメント論 ◆	2①		2			
		アートマネジメント概論	1①	2				
		パフォーミングアーツ概論 ※	1①		2			
		文化施設運営論	2①	2				
		芸術文化と観光	1①	1				
		建築関連法令と著作権	2②		1			
		地域創生論	2③	2				
		芸術文化・観光プロジェクト実習1	1②	2				
		芸術文化・観光プロジェクト実習2	2②		2			
		芸術文化・観光プロジェクト実習3	3②		2			
	芸術文化・観光プロジェクト実習4	4②		2				
	専門演習	3①、③	4					
	共通	職業理論科目	リーダーシップ論 ※	2①		2		選択必修科目(※)から2単位を含むこと
			グローバルリーダー入門 ※	2①		2		
			アントレプレナーシップ論 ※	2③		2		
ビジネスアカウンティング論			2③		2			
組織マネジメント論 ※			3①		2			
コーチング論			3①		2			
地域イノベーション論			3①		2			
リスクマネジメント論			3③		2			
人的資源管理論			3④		1			
職業実践			地域創生実習 ※	2④		2	選択必修科目(※)から2単位を含むこと	
創造性開発演習	3①		2					
地域イノベーション実習 ※	3②		2					
	地域連携実習	4②		2				

② 職業専門科目	観光系科目群	職業理論科目	観光政策論 ※2	1③	2	選択必修科目(※1)から4単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと 「コア科目群」と「観光系科目群」の選択必修科目(◆)から2単位を含むこと(再掲)	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目67単位以上
			観光交通論 ※1	1③	2		
			ニューツーリズム論 ※2	1③	2		
観光経営学 ※1			1③	1			
観光産業分析 ※1			1③	1			
旅行産業論 ※1			2①	2			
宿泊産業論 ※1			2①	2			
エリアマネジメント論			2①	2			
観光社会学 ※2			2①	2			
デスティネーションマネジメント論 ◆			2③	2			
観光地理学			2③	2			
観光マーケティング分析論 ◆			2③	2			
観光メディア論			3①	2			
観光キャリア英語			3①	2			
マネジメントキャリア英語			3①	2			
観光デジタルマーケティング論 ◆	3②	2					
デスティネーションマーケティング論 ◆	3③	2					
旅行者心理学	3③	2					
ブランド論	3③	2					
インバウンドマーケティング論	3③	2					
職業実践科目	社会調査演習 ※2	1①③	2	選択必修科目(※1)から2単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと			
	観光資源実習	1②	1				
	観光交通業実習1 ※1	1④	2				
	観光交通業実習2	2④	2				
	旅行事業実習1 ※1	2②	2				
	旅行事業実習2	3②	2				
	宿泊業実習1 ※1	2②	4				
	宿泊業実習2	2④	4				
	海外実習A ※2	2②	2				
	ホスピタリティ実習 ※1	2④	8				
	観光プロモーション演習 ※2	3①	2				
	デスティネーション実習 ※2	3②	2				
	観光情報演習	3③	2				
	観光プロジェクト立案演習 ※2	3③	2				
	芸術文化系科目群	職業理論科目	演劇史		1②	1	選択必修科目(※1)から4単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと
文化政策概論 ※1			1③	2			
批評論 ※1			2①	2			
芸術文化と著作権、法、契約			2②	1			
美学美術史 ※1			2③	2			
世界の文化政策			2③	2			
映像メディア論 ※1			2④	1			
企業メセナ論			3①	2			
アートキャリア英語			3①	2			
民俗芸能論 ※1			3②	1			
音楽文化論			3③	2			
現代アート論 ※1			3③	2			
文化産業論 ※1			3③	2			
舞台芸術入門 ※2			2①	2			
演劇入門 ※2			2①	2			
空間デザイン入門 ※2			2①	2			
演劇教育入門			2③	2			
演技論 ※2			2③	2			
身体表現論 ※2			2③	2			
舞台芸術論 ※2			3①	2			
舞台美術論			3①	2			
パフォーミングキャリア英語	3①	2					
演劇教育論	3③	2					

② 職業専門科目	芸術文化系科目群	職業実践科目	舞台芸術基礎実習 ※	1③		2	選択必修科目(※)から 4単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほかに左記の選択科目67単位以上
			舞台芸術実習A	2①		2		
			舞台芸術実習B ※	2③		2		
			舞台芸術実習C	3①		2		
			舞台芸術実習D ※	3③		2		
			劇場プロデュース実習1 ※	2④		2		
			劇場プロデュース実習2 ※	3②		2		
			文化政策実習 ※	3②		2		
			総合芸術文化実習	4②		4		
			身体コミュニケーション実習	1①		2		
			演劇ワークショップ実習A	1②		2		
			演劇ワークショップ実習B	1④		2		
			演劇ワークショップ実習C	2②		2		
			演劇ワークショップ実習D	2④		2		
			ダンスワークショップ実習A	1②		2		
			ダンスワークショップ実習B	1④		2		
			ダンスワークショップ実習C	2②		2		
ダンスワークショップ実習D	2④		2					
海外実習B	2②		2					
③ 展開科目			世界を知る ※1	1③		2	選択必修科目(※1)から 8単位を含むこと	左記の展開科目の卒業要件は、左記の選択科目20単位以上
			地域の医療と福祉 ※1	1③		2		
			持続可能な社会 ※2	1③		2		
			地域コミュニティー論 ※1	2①		2		
			国際防災論 ※2	2①		2		
			NPO・NGOと国際社会 ※1	2②		2		
			多文化社会の社会教育 ※1	2③		2		
			兵庫の教訓を踏まえた防災 ※2	3②		2		
			ジオパークと地域 ※2	3②		2		
			コウノトリの野生復帰と地域 ※2	3③		2		
			地域資源の保全と活用 ※2	3③		2		
			地域情報論 ※1	3③		2		
国際環境論 ※2	3③		2					
④ 総合科目			総合演習	4①③	4		必修4単位	総合科目の卒業要件は、必修科目を修得すること
卒業要件単位数						134		

職業専門科目では、必修科目、選択必修科目の必修単位数を除く39単位のうち、30単位以上は「コア科目群」「共通」「芸術文化系科目群」の科目から履修すること。

【別表】 主となる専攻(観光分野)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		履修方法及び卒業要件			
			必修	選択				
① 基礎科目	リテラシー科目	コミュニケーション演習	1①、③	3		必修19単位	基礎科目の卒業要件は、左記の選択科目は、1単位以上	
		知と表現のデザイン	1①、③	2				
		情報処理演習	1①、③	2				
		ICT演習	2①、③		2			
		データサイエンス演習	3①		1			
		英語1A	1①	3				
		英語1B	1③	3				
		英語2A	2①	2				
		英語2B	2③	2				
		中国語	2①		2			
		韓国語	2③		2			
		日本語	1①		2			
		英語合宿	1②		1			
		海外語学研修A	1・2・3④		2			
		海外語学研修B	1・2・3②		2			
		海外語学研修C	1・2・3②		2			
		統計学	1①		2			
	社会調査学	1①		2				
	知的創造性科目	社会学	1・2②	1				
		言語表現論	1・2②		1			
地域とつながる歴史学		1・2②		1				
政治学		1・2②		1				
文学		1・2②		1				
経済学		1・2②	1					
美学		1③		2				
芸術学	1③		2					
② 職業専門科目	コア科目群	マネジメント入門	1①	2		必修23単位	職業専門科目の卒業要件は、左記の選択科目67単位以上	
		アカウンティング入門	1③	2				
		事業創造入門	2①	2				
		観光事業概論	1①	2				
		観光産業マーケティング論	2①	2				
		観光サービスマネジメント論 ※	2①		2			
		アートマネジメント概論	1①	2				
		パフォーミングアーツ概論 ◆	1①		2			
		文化施設運営論	2①	2				
		芸術文化と観光	1①	1				
		建築関連法令と著作権	2②		1			
		地域創生論	2③	2				
		芸術文化・観光プロジェクト実習1	1②	2				
		芸術文化・観光プロジェクト実習2	2②		2			
		芸術文化・観光プロジェクト実習3	3②		2			
	芸術文化・観光プロジェクト実習4	4②		2				
	専門演習	3①、③	4					
	共通	職業理論科目	リーダーシップ論 ※	2①		2		選択必修科目(※)から2単位を含むこと
			グローバルリーダー入門 ※	2①		2		
			アントレプレナーシップ論 ※	2③		2		
ビジネスアカウンティング論			2③		2			
組織マネジメント論 ※			3①		2			
コーチング論			3①		2			
地域イノベーション論			3①		2			
リスクマネジメント論			3③		2			
人的資源管理論			3④		1			
地域創生実習 ※			2④		2			
職業科目実践	創造性開発演習	3①		2	選択必修科目(※)から2単位を含むこと			
	地域イノベーション実習 ※	3②		2				
	地域連携実習	4②		2				

② 職業専門科目	観光系科目群	職業理論科目	観光政策論 ※1	1③	2	選択必修科目(※1)から4単位を含むこと  選択必修科目(※2)から2単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目67単位以上
			観光交通論 ※1	1③	2		
			ニューツーリズム論	1③	2		
観光経営学 ※1			1③	1			
観光産業分析 ※1			1③	1			
旅行産業論 ※1			2①	2			
宿泊産業論 ※1			2①	2			
エリアマネジメント論			2①	2			
観光社会学			2①	2			
デスティネーションマネジメント論 ※2			2③	2			
観光地理学			2③	2			
観光マーケティング分析論 ※2			2③	2			
観光メディア論			3①	2			
観光キャリア英語			3①	2			
マネジメントキャリア英語			3①	2			
観光デジタルマーケティング論 ※2	3②	2					
デスティネーションマーケティング論 ※2	3③	2					
旅行者心理学	3③	2					
ブランド論 ※2	3③	2					
インバウンドマーケティング論 ※2	3③	2					
職業実践科目	社会調査演習	1①③	2	選択必修科目(※1)から2単位を含むこと  選択必修科目(※2)から2単位を含むこと			
	観光資源実習	1②	1				
	観光交通業実習1 ※1	1④	2				
	観光交通業実習2	2④	2				
	旅行事業実習1 ※1	2②	2				
	旅行事業実習2	3②	2				
	宿泊業実習1 ※1	2②	4				
	宿泊業実習2	2④	4				
	海外実習A	2②	2				
	ホスピタリティ実習	2④	8				
	観光プロモーション演習 ※2	3①	2				
	デスティネーション実習 ※2	3②	2				
	観光情報演習	3③	2				
	観光プロジェクト立案演習 ※2	3③	2				
	芸術文化系科目群	職業理論科目	演劇史		1②	1	選択必修科目(※)から4単位を含むこと  「コア科目群」と「芸術文化系科目群」の選択必修科目(◆)から4単位を含むこと(再掲)
文化政策概論 ※			1③	2			
批評論 ※			2①	2			
芸術文化と著作権、法、契約			2②	1			
美学美術史 ※			2③	2			
世界の文化政策			2③	2			
映像メディア論 ※			2④	1			
企業メセナ論			3①	2			
アートキャリア英語			3①	2			
民俗芸能論 ※			3②	1			
音楽文化論			3③	2			
現代アート論 ※			3③	2			
文化産業論 ※			3③	2			
舞台芸術入門 ◆			2①	2			
演劇入門 ◆			2①	2			
空間デザイン入門 ◆			2①	2			
演劇教育入門			2③	2			
演技論 ◆			2③	2			
身体表現論 ◆			2③	2			
舞台芸術論 ◆			3①	2			
舞台美術論			3①	2			
パフォーミングキャリア英語			3①	2			
演劇教育論			3③	2			

② 職業専門科目	芸術文化系科目群	職業実践科目	舞台芸術基礎実習 ※	1③		2	選択必修科目(※)から 4単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目67単位以上
			舞台芸術実習A ※	2①		2		
			舞台芸術実習B ※	2③		2		
			舞台芸術実習C	3①		2		
			舞台芸術実習D	3③		2		
			劇場プロデュース実習1 ※	2④		2		
			劇場プロデュース実習2 ※	3②		2		
			文化政策実習 ※	3②		2		
			総合芸術文化実習	4②		4		
			身体コミュニケーション実習 ※	1①		2		
			演劇ワークショップ実習A	1②		2		
			演劇ワークショップ実習B	1④		2		
			演劇ワークショップ実習C	2②		2		
			演劇ワークショップ実習D	2④		2		
			ダンスワークショップ実習A	1②		2		
			ダンスワークショップ実習B	1④		2		
			ダンスワークショップ実習C	2②		2		
ダンスワークショップ実習D	2④		2					
海外実習B ※	2②		2					
③ 展開科目			世界を知る ※1	1③		2	選択必修科目(※1)から 4単位を含むこと	左記の展開科目の卒業要件は、20単位以上
			地域の医療と福祉 ※1	1③		2		
			持続可能な社会 ※2	1③		2		
			地域コミュニティー論 ※1	2①		2		
			国際防災論 ※2	2①		2		
			NPO・NGOと国際社会 ※1	2②		2		
			多文化社会の社会教育 ※1	2③		2		
			兵庫の教訓を踏まえた防災 ※2	3②		2		
			ジオパークと地域 ※2	3②		2		
			コウノトリの野生復帰と地域 ※2	3③		2		
			地域資源の保全と活用 ※2	3③		2		
			地域情報論 ※1	3③		2		
国際環境論 ※2	3③		2					
④ 総合科目			総合演習	4①③	4		必修4単位	総合科目の卒業要件は、必修科目を修得すること
卒業要件単位数						134		

職業専門科目では、必修科目、選択必修科目の必修単位数を除く39単位のうち、30単位以上は「コア科目群」「共通」「観光系科目群」の科目から履修すること。

## 教授会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、教授会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（構 成）

第2条 教授会は、専任の教授、准教授をもって組織する。

（議 長）

第3条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

（会 議）

第4条 教授会は学部長が招集する。

2 学部長は、全構成員の3分の1以上から要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

3 教授会は、構成員の3分の2以上をもって定足数とする。

4 教授会の議事について採決を必要とする場合は、教授会出席者の過半数で決し、可否同数のときは、学部長の決するところによる。

5 投票により議決する場合には、無記名投票をもってこれを行う。学部長が必要と認めたときは、記名投票を行うことができる。

6 白票は投票数に参入するが無効票とし、可否の決定は有効票の比率によって定める。

（構成員以外の者の出席）

第5条 学部長が必要と認めたときは、教授会の意見を聴いた上で、教授会構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（定例会及び臨時会）

第6条 教授会は、原則として毎月1回定例会を開くものとする。

2 学部長は、必要と認めたときは、臨時会を開くことができる。

（審議事項）

第7条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学、卒業及び課程の修了

（2）学位の授与

2 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）教育課程の編成

（2）学生の履修

- (3) 学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く）
  - (4) 学生の懲戒処分
  - (5) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査
- 3 教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議案)

- 第8条 教授会で審議すべき議案は、学部長が提出しこれを説明する。
- 2 教授会構成員は、議案を提出することができる。
  - 3 前項の提案は、会議定例日14日前までに学部長に申出るものとする。
  - 4 教授会に上程する議案は、学部長がこれを整理する。

(退席)

- 第9条 教授会出席者の身上に関する事項を審議する場合には、議長は当該者の退席を求めることができる。
- 2 前項の議決をする場合には、当該者は、その投票をなすことができない。

(構成員の除外)

- 第10条 留学、出張その他の事由により、長期にわたり教授会に出席し得ない者があるときは、学部長が教授会の意見を聴いた上で、その期間、当該者を教授会構成員の計算より除外する。
- 2 2箇月間教授会に出席しない者は、以後、引続き欠席の期間、当該者を教授会構成員数の計算より除外する。

(議事録)

- 第11条 教授会の議事については、議事録を作成し、次回の教授会において確認するものとする。

(庶務)

- 第12条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(補則)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で、学部長が定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。